

東大阪市障害者グループホーム整備促進事業補助金のご案内

東大阪市内における障害者グループホームの新規開設を促進し、障害者が住み慣れた地域で継続して生活できることや、地域生活への円滑な移行の推進を図るため、新規にグループホームを開設する際において、必要な消防用設備の整備にかかる費用の一部を補助します。（東大阪市単独補助制度）

1. 補助基準額

1件あたり上限500,000円（補助率10/10）

2. 補助対象

東大阪市内で新たに開設される障害者グループホーム（共同生活援助）について、必要な消防用設備の整備にかかる費用の一部を補助します。
※申請の年度内に整備が完了するものに限る。

3. 対象経費

- 消防法に定められた防災性能基準を満たす「防災物品」
例）カーテン、布製ブラインド、じゅうたん、暗幕、どん帳、展示用合板等
- 自動火災報知設備
- 屋内消火栓設備
- 消火機器等消防用設備
※設置にあたり工事を要するものについては、当該工事費を含む。

4. 申請手続き

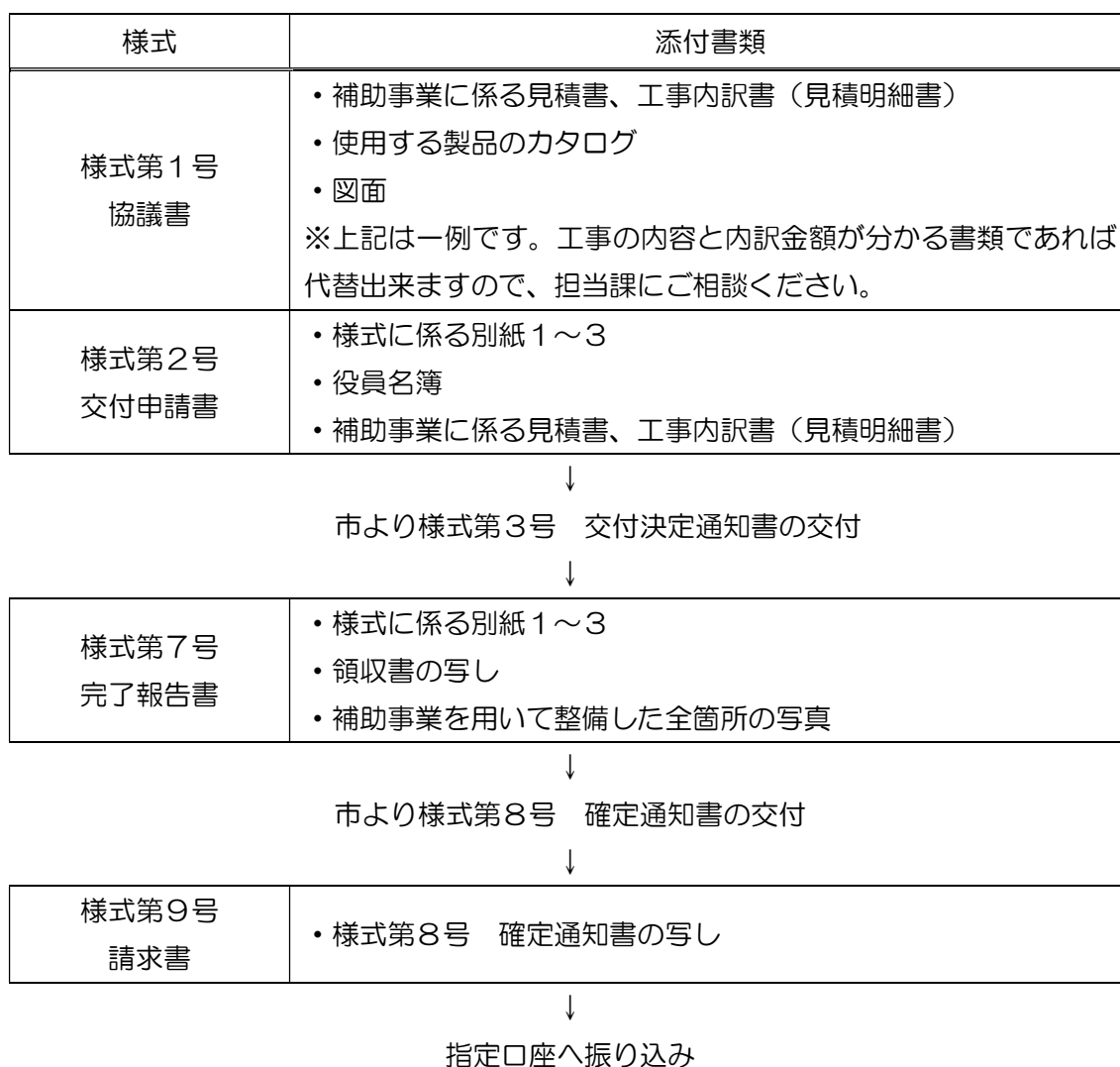
協議書の提出⇒交付申請⇒交付決定⇒実績報告⇒確定通知⇒請求⇒交付
※本事業については、予算に限りがあります。

5. 問い合わせ窓口

福祉部 障害者支援室 障害施策推進課 本庁8階 5番窓口
TEL 06-4309-3183
FAX 06-4309-3815



(参考) 障害者グループホーム整備促進補助金申請書類について



- ・補助事業内容の確認のため、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ・控えが必要な場合は予めコピーをとっておいてください。
- ・上記書類は窓口または郵送で提出可能です。
(郵送の場合は担当者の連絡先も同封してください。)

東大阪市福祉部障害者支援室
障害施策推進課
〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1
TEL:06-4309-3183
FAX: 06-4309-3815